

○既存の歩道空間を再配分することにより、上下線に自転車道を設置しています。

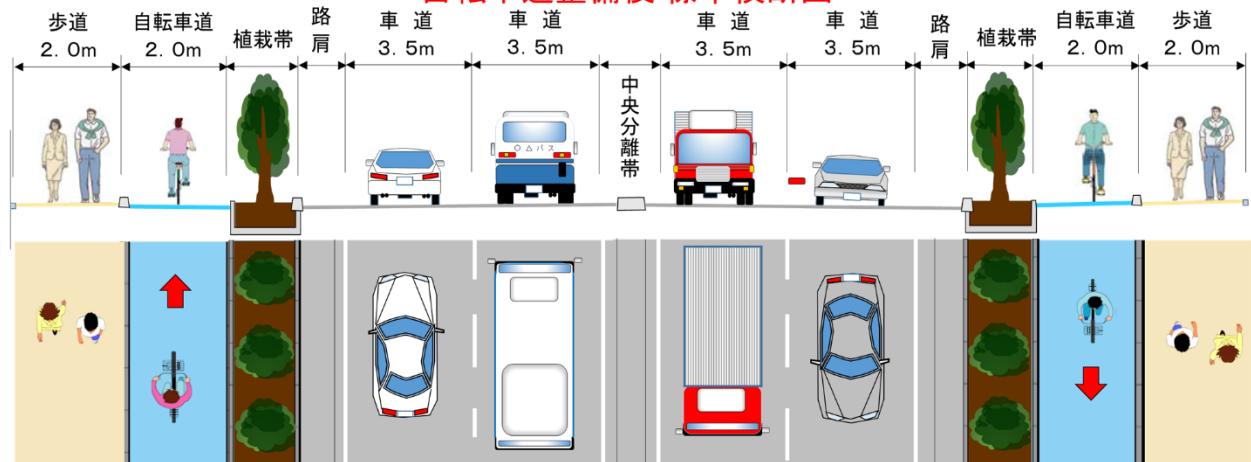
- ・自転車道が設けられている道路において自転車は、自転車道を通行しなければなりません。
(※その他の事情によりやむを得ない場合を除く)
- ・自転車道は車両と同様に左側通行で片側一方通行となります。
- ・逆走行は出来ません。

宮里地区自転車道整備 標準横断図

自転車道整備前 標準横断図



自転車道整備後 標準横断図



〈 整 備 前 〉

〈 整 備 後 〉





名護市自転車専用道 完成イベント

日 時：平成28年8月10日（水）9：00～（集合8：50）

場 所：名護市宮里3丁目交差点～宮里4丁目（北）交差点

参加者：名護市、宮里区・宇茂佐区民等、名護警察署、名護地区交通安全協会

＜次 第＞

1. 沖縄総合事務局長挨拶・…………… 沖縄総合事務局長 能登 靖
2. 名護市長挨拶・…………… 名護市長 稲嶺 進
3. 名護警察署長挨拶・…………… 名護警察署長 國吉 盛純
4. 自転車用道路の利用に関する講習・…………… 名護警察署企画規制係
5. 自転車専用道走行実践・…………… 参加者

集合場所及び走り初めコース

